

久喜市補助金等の見直し方針

平成25年8月

久喜市財政部財政課

《 目 次 》

1 はじめに P 1

- (1) 見直しにあたって
- (2) 見直しの対象

2 補助金・交付金について P 2

- (1) 補助金・交付金の基本的な考え方
- (2) 補助金・交付金の見直しの方向性

3 負担金について P 5

- (1) 負担金の基本的な考え方
- (2) 負担金の見直しの方向性

4 見直し手順 P 7

1. はじめに

(1) 見直しにあたって

補助金等については、平成22年3月の1市3町の合併に伴い、合併調整方針に則り調整され、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）及びそれぞれの補助金の交付要綱等に基づき交付されているところです。

平成24年3月に策定した「久喜市行政改革大綱」の実施項目において、各種団体（協議会等）への加入見直しと負担金の精査、補助金の目的や効果などを総合的に勘案し補助金を見直すことが、それぞれ謳われています。これは、補助金等が、市民からの貴重な税金等で賄われるものであり、法令等で定めるところにしたがって、公正かつ効率的に使用されるよう努めることを職員の責務とした、規則第3条第1項の規定を具体化したものです。

そこで、久喜市行政改革大綱に基づき、補助金等について、常に社会経済状況に即した、公正かつ効率的なものであるかどうか、また、市民ニーズや社会情勢の変化にそぐわないものとなっていないか確認し、必要な見直しを行うため、補助金等の交付基準となる「補助金等の見直し方針」を作成しました。

(2) 見直しの対象

本方針においては、規則第2条における補助金等のうち、各種団体に対して交付する補助金及び交付金、並びに市に関する関係団体に対する負担金を見直しの対象とします。

ただし、法令等により補助金等の支出が義務付けられているもの、及び国や県の基準により実施するもの（市単独で国等の基準を超えて行っている場合には、その超えた部分は除く。）は、本市に事業自体の見直しを行う裁量が無いものであるため、見直しの対象外とします。

2 補助金・交付金について

(1) 補助金・交付金の基本的な考え方

市民ニーズが多様化・高度化する現代社会では「新しい公共」の担い手として、地域における市民活動の活発化が期待されています。それに伴い、市民と行政が信頼関係を保ちつつ、市民の自主性・自立性を損なわない範囲で市民活動を支援する必要性はますます高まっています。

一方、補助金・交付金は、公益的な市民活動の活性化等、本市の施策を展開するうえで重要な手段ですが、個々の補助金・交付金を取り扱う職員が共通の認識を持たなければ、不公平な結果を生んでしまうととも、効率的で効果的な予算執行の妨げとなる恐れがあります。

そこで、補助金・交付金が公平かつ効率的・効果的なものとなるよう、個々の補助金・交付金を取り扱うすべての職員が理解を深め、意識する必要があります。

(2) 補助金・交付金の見直しの方向性

○前提条件○

公平で公正な補助金・交付金の制度運用を目指すものであるため、所管する補助金・交付金のうち1の(2)に該当するもの全てについて、①～⑤の共通基準に基づき見直すこととします。

共通基準に加えて、運営補助、事業補助ごとに、それぞれの注意点について検証することとします。

共通基準

① 公平であること

- ア 特定の団体等に限定せず、より多くの団体等に参入の機会を与えること。
- イ 補助金・交付金の要綱、交付実績等の情報公開を徹底すること。
- ウ 補助金・交付金の要綱を定期的に見直し、実効性を確保すること。

② 適正であること

- ア 補助金・交付金の交付額には、限度額（補助率）を設けること。
- イ 事業の資金収支の状況を把握し、補助事業者等には、応分の負担を求めること。
- ウ 補助対象経費は、公益的な活動に真に必要な経費であること。
- エ 補助金・交付金の交付先は、市税に滞納がない等、市民としての義務を果た

していること。

オ 補助金・交付金の申請及び実績報告に係る事務、活動費の現金管理等の事務は、事業の実施主体である補助事業者が責任を持って行うこと。

③ 公益性があること

ア 自分（私益）・自分たち（共益）のためだけに行う活動ではなく、第三者に利益をもたらす活動であること。

イ 自分たちの欲求に基づく活動だけではなく、社会（自然、歴史、福祉等）が求めている、いわゆる社会的ニーズがある活動であること。

④ 重要度の高いこと

ア 税金の使い方として優先順位が高いこと。

イ 活動の目的・視点・内容等が、現在の社会・経済情勢に適しており、課題にタイムリーに対応するものであること。

⑤ 行政効果があること

ア 平成24年度に策定した「久喜市総合振興計画」に掲げる施策展開の方向と合致する活動であること。

イ 補助金等の目的（狙い）を具体的に設定し、交付前と交付後で補助金等の効果を測定できること。

ウ 補助金・交付金の交付先が、新たな公共サービスの担い手となること

エ サンセット（終期設定）方式を用い、当初の目的を達成した補助金・交付金については、終了させること。

オ 行政の代替としての性質を有している場合については、そもそも補助金等として支出していることが適切かという点を再点検し、委託事業への切替えも検討すること。

運営補助における注意点

団体や各種施設の運営費を対象に補助するもの。

- ・ 補助の目的及び対象の明確化を図るため、原則として事業補助へ転換していくこと。
- ・ 補助は団体の支援であるという観点から、原則として補助率は1/2以内とし補助金の額に上限を設定すること。
- ・ 各団体において、自主財源の確保及び効率的な運営を行う努力が十分になされていることを検証すること。

- ・ 算出根拠の定めや積算内容が不明確なものは、交付先団体に照会し、補助金の使途等を確認すること。総収入から前期繰越金を除いた額の概ね30%程度の繰越金が計上されている場合や、会費収入もしくは補助金収入と同程度またはそれを超える繰越金が計上されている場合は、見直すこと。

事業補助における注意点

施設整備費や団体が行うイベント、大会等を対象に補助するもの。

- ・ 補助が施策目的の実現にとって不可欠なものであるか検証すること。
- ・ 補助の目的及び対象が明確であるか検証すること。
- ・ 社会経済情勢の変化に対応できるよう、適宜見直すとともに、原則として補助率は1/2以内とし、補助金の額には上限を設定すること。
- ・ 補助対象の基となる建設事業費等については、コスト縮減の考え方を踏まえて十分精査すること。
- ・ 市の関与が大きい団体等が実施する、単発的な事業に対する補助の場合は、事業の性質を充分精査し、負担金や委託料等への転換を検討すること。

3 負担金について

(1) 負担金の基本的な考え方

負担金は、特定の事業から特別の利益を受けることに対して一定の支出を行うものですが、社会経済の変化に伴い、導入当初の目的が相対的に低下した場合においても、廃止等の抜本的な見直しができず、長期化するものも散見されます。

そこで、負担金が公平かつ効果的・効率的なものとなるよう、個々の負担金について、すべての職員が理解を深め、意識する必要があります。

(2) 負担金の見直しの方向性

○前提条件○

行政からの負担金による支出として、公益上の必要性が高いと客観的に判断できないものは、原則廃止または縮小することとし、①～⑤の共通基準に基づき見直すこととします。さらに、義務的な負担金、任意的な負担金ごとに、共通基準に加えて、それぞれの注意点について検証することとします。

共通基準

- ① 事業効果が薄れているものは、団体からの脱退を進めること。
 - ア 社会情勢の変化により目的の妥当性が無くなったもの。
 - イ 当初の目的が達成されているもの。
 - ウ 活動を休止しているもの。
 - エ 有益性の乏しい情報を収集しているもの。
- ② 繰越金が多いなど余剰財源がある団体については、負担金額の削減や一時停止を要請すること。
- ③ 負担金額が少額なものについては、負担金の廃止を要請すること。
- ④ 構成員が行政職員のための団体については、負担金の廃止を要請すること。
- ⑤ 本来補助金の性質を有しているものについては補助金として見直しすること。

義務的な負担金における注意点

義務的な負担金とは、法令等の定めにより、国や地方自治体が行う特定事業や活動に対し負担する義務的な支出を指します。

※ 法令等の定めとは、「…しなければならない。」または「…するものとする。」などと規定されているものを指します。

- ア 法令や条例等の定めにより、一定の負担割合や負担額が定められている場合、本市に裁量の余地はないが、法令等の改廃があった場合には見直しを行うこと。
- イ 負担金の審査にあたっては、算出根拠の定めがあり、積算内容が明確であることが前提条件である。したがって、負担金の算出根拠や積算内容等の把握が不十分であると判断した場合には、交付先団体へ照会し、団体が作成する財務書類や事業計画書等により、以下の点について確認を行い、必要に応じて縮小を要請すること。
- ・ 経費の使途は妥当であるか。
 - ・ 他の地方公共団体の負担水準と比べ著しく高い負担となっていないか。
 - ・ 類似する事業を行う本市の外郭団体と比較し、過大な人件費や役員報酬が支出されていないか。
 - ・ 繰越金が計上されているか。

任意的な負担金における注意点

任意的な負担金とは、国や地方自治体、地方自治体が構成する団体、民間団体等の行う特定事業や活動により、本市が特別の利益を享受できる場合、当該団体の会費相当額や実費相当額を継続性の有無に関わらず、負担する任意的な支出を指します。

- ア 団体の事業や活動内容を把握し、負担の必要性や本市が受ける明確な利益が認められない場合は、廃止すること。
- イ 算出根拠の定めや積算内容が不明確なものは、交付先団体に照会し、負担金の使途等を確認すること。総収入から前期繰越金を除いた額の概ね 30%程度の繰越金が計上されている場合や、会費収入もしくは負担金収入と同程度またはそれを超える繰越金が計上されている場合は、休止または縮小を要請すること。
- ウ 負担する必要性の乏しい経費や過剰な経費負担を求めるものが含まれている場合、及び過大な人件費または役員報酬を支払っている場合等は、負担の必要性や妥当性を吟味し、縮小を要請すること。

4 見直し手順

段 階	実 施 課	実 施 内 容
第1次チェック	事業担当課	「久喜市補助金等の見直し方針」に基づく「チェックリスト」（別紙）を用いて、見直しを行ないます。
第2次チェック	財政課 企画政策課	各課から提出されたチェックリストを審査し、平成26年度予算編成方針に合わせ、各補助金等の見直し結果を各課に返します。
第3次チェック	事業担当課	財政課の見直し結果を踏まえ、補助金等交付対象者への周知等を行い、平成26年度当初予算に適正な要求をします。
第4次チェック	財政課 企画政策課	平成26年度予算要求内容が適正な数値か確認するとともに、補助金等削減効果を集計します。